

～勝手にコラム～

給与確定交渉の結果

青森県教職員組合
文責：阿部 聡
【書記次長】

11月15日、県教委と組合（県教組、高教組、日教組青森）の間で、給与確定の交渉があり、以下のとおりの提示がありました。組合からも要望を伝えましたが、勧告通りの実施となりそうです。

- ① 月例給・・・初任給をはじめ若年層に重点を置いて全級全号給の引上げを行う。
*1,100円～27,800円の範囲で全員アップ
*再任用職員は月例給1,000円アップ
- ② 期末勤勉手当・・・年間の支給割合を0.1月引き上げ（4.30月→4.40月）
*再任用職員は2.25月→2.30月
- ③ 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給
*県教委採用で、期末手当受給者が対象。
- ④ 実施時期・・・給料表は令和5年4月1日に遡って差額支給。期末勤勉手当は、令和5年12月分から。会計年度任用職員の勤勉手当は令和6年6月分から。

「会計年度任用職員って何だっけ？」



非正規雇用公務員の増加や処遇等、自治体でバラバラだった対応を統一するために法改正が行われました。学校には、教諭・常勤講師・非常勤講師と様々な立場の人がいますが、常勤講師は従来通り「臨時的任用職員」、非常勤講師の方が「会計年度任用職員」になります。会計年度任用職員になると、最長で「4月1日～3月31日」までの1年間の雇用契約を結ぶことになります。一方、今までは「地方公務員法の対象外」でしたが、会計年度職員になると適用範囲内になるので、地方公務員に課せられる様々な義務が発生することになります。

今回の勧告で「会計年度任用職員」にも「勤勉手当」の支給が出せるようになりましたが、実際に支給されるか、支給条件がどうなるかは、各自治体によります。

（例）週の勤務時間が〇〇時間以上、基準日（6月1日、12月1日）に在籍している等